

防護区域立入者 各位

関西医科大学附属病院
病院長 松田 公志

防護区域（小線源治療室）立入者が必要となる手続きについて

平素より当院における放射線安全管理にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、令和元年9月1日施行の放射性同位元素等の規制に関する法律（裏面参照）に従い、特定放射性同位元素を対象とした防護措置が新たに開始されました。この措置に伴い、当院の小線源治療室は防護措置の対象となりますので、法令に従い、小線源治療室立入者は下記に示すとおり立入手続きを行います。これらの対応により、お手数とご不便をお掛けすることになりますが、当院における安全管理の実施に必要な対応であることをご理解の上、ご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

防護区域（小線源治療室）立入者が必要となる手続き

○ （常時立入者）業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者

下記「本人確認書類」を防護従事者へ提示し、証明書の発行（シールの発行）を受け、職員証に貼り付けてください。

○ （一時立入者）防護区域に立ち入ろうとする者

下記「本人確認書類」を防護従事者へ提示してください。なお、立入の際は防護従事者の同行が必要です。

「本人確認書類（原子力規制庁による回答）」

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の
公的機関が発行した顔写真付きの書類の原本

（上記所持していない場合は、住民票記載事項証明書、健康保険証等の2種類以上の公的書類が必要）

※なお、本学発行の職員証及び学生証は該当しません。

（発行時に上記書類による本人確認を行っていないため。）

【本人確認書類の取扱いおよび情報保護について】

提示された本人確認書類は、防護区域立入手続きにおける本人確認においてのみ使用し、それ以外の目的では使用いたしません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（一部抜粋）

施行日：令和元年九月一日

最終更新：令和元年七月一日公布（令和元年原子力規制委員会規則第三号）改正

第二十四条の二の二

第五項に定める措置

2 前項の表第一号の特定放射性同位元素（次項に規定する一時的な使用に係る特定放射性同位元素を除く。）の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。…（略）。

一 防護区域を定めること。（※当院においては、小線源治療室を指す。）

二 防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「防護区域常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認すること。ただし、診療を受ける者を立ち入らせる場合にあつては、この限りでない。

ハ ロに掲げる確認を受けた者が防護区域に立ち入る場合には、当該防護区域内において防護従事者を同行させ、特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。

15. 施設における防護措置

➤ 危険性に応じて区分1から区分3まで段階的に区分設定し防護措置を規制要求する。

	要件	区分1	区分2	区分3
検知	機器の設置	侵入検知装置の設置、監視カメラの設置 (不正な工作活動を検知する機能を含む。)		
	定期点検	機器の動作確認、対象となる放射性同位元素が定位置にあることを確認する。		
	野外等での使用	該当なし	2人以上で作業を行う	
遅延	障壁（堅固な扉、保管庫、固縛等）	2層以上		1層以上
対応	通信機器	2種類以上		1種類以上
	対応手順書（緊急時対応含む）	特定放射性同位元素の盗取等が行われた場合、又は行われるおそれがある場合に備え、平常時に実施しておくべき事項（連絡体制等）について定めた手順書を整備する。		
その他	管理者の選任	事業所において防護措置を継続的に維持・改善していくために、防護措置を統一的に監督する管理者を選任する。		
	出入管理	・常時立入者の場合には、防護管理者が本人確認を行い、立入りを認める。 ・非常時立入者の場合には、防護管理者が本人確認を行い、立入りを認める。		
	本人確認	運転免許証、パスポート等の公的機関が発行した顔付き写真付きの証明書を確認する。		
	アクセス規制	2種類以上		1種類以上
	事業所内運搬	特定放射性同位元素を運搬する場合に封印又は施設等の措置を講じること。		
	情報の取扱・管理	防護措置の方法、		
	規程の策定	盗取を防		

小線源治療室入室に関する注意事項

- (1) 一時立入者（研修医、学生、業者等）が、小線源治療室に入室する者は、**事前に立入りの許可申請**を行うこと。このとき以下の書類により本人確認を受けること。
 - イ) 運転免許証、パスポート、個人番号カード等の公的機関が発行した**顔写真付きの書類の原本**（1種類以上）
 - ロ) 顔写真付き公的書類がない場合は、住民票記載事項証明書、健康保険証などの公的書類の原本（2種類以上）
- (2) 前項の申請に対する確認は、**出入管理担当者又は出入管理担当者補助**が行う。
⇒申請する場合は、澤田、又は梶本までお知らせ下さい。
- (3) 一時立入者を担当する防護従事者（以下「担当防護従事者」）は、当該一時立入者に対し、次のとおり**立入前の教育**を行うこと。
 - ✓ 担当防護従事者の指示により、入退室すること。
 - ✓ 室内の装置、設備、物品等には許可なく触れないこと。
 - ✓ 室内における写真撮影や不要な情報の筆記は一切行わないこと。
 - ✓ その他、担当防護従事者の指示に従うこと。
- (4) 一時立入者が小線源治療室に入室する際には、必ず**担当防護従事者が同行し、常時監督**すること。
- (5) 小線源治療室に入室する際には、**ポケット線量計を装着**すること。
- (6) 小線源治療室の扉を開ける場合には、**鍵管理担当者に申請し、鍵を借受ける**こと。
⇒申請する場合は、澤田、又は梶本までお知らせ下さい。
- (7) 鍵管理担当者から借り受けた鍵は、使用後には**鍵管理担当者に速やかに返却**すること。
- (8) 小線源治療室の入退室に関して、下記の**記録を行う**こと。
 - ① （一時立入者用）特定放射性同位元素防護区域出入り記録帳簿および個人被曝線量測定記録
 - ② （業務、防護従事者用）小線源治療室出入り記録帳簿および個人被曝線量測定記録
 - ③ 特定放射性同位元素防護区域に係る鍵の使用記録帳簿

【一時立入者用】

特定放射性同位元素防護
出入管理記録

赤字部分のみ、記入して下さい。
用紙は、“折り曲げ厳禁”です。

防護区域立入許可申請欄

申請日

西暦 20** 年 ** 月 ** 日

関西医科大学附属病院
特定放射性同位元素防護管理者 殿

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第24条の2の2第2項第2号ロの規定により、特定放射性同位元素防護区域における一時的な立入りの許可を申請します。

一時立入者 (申請者)	所 属	申請者の所属	
	氏 名	申請者の氏名	職員番号 (*****)
	生年月日	西暦 **** 年 ** 月 ** 日	
立入の必要性	立入場所	関西医科大学附属病院 小線源治療室	
	立入目的	診療・臨床研修・装置点検・施設管理 その他 ()	
	立入期間	西暦 **** 年 ** 月 ** 日 ** 時から	西暦 **** 年 ** 月 ** 日 ** 時まで
		備考 ()	
		運転免許証・パスポート・個人番号カード その他 ()	

生年月日

時間が明らかな場合は
9時から
17時まで
で、結構です。

上記の者について、本人確認実施のうえ申請した立入期間における当該防護区域

確認及び許可年月日	西暦 年 月
本人確認書類を確認した者 (出入管理担当者又は補助)	関西医科大学附属病院 (所属部署 ; 放射線部)

※本人確認
顔写真付
※一時立
防護のため
※診療を

一時立入者の注意事項

小線源治療室への立入りの際には、下記の事項を厳守して下さい。

1. 担当者の指示により、入退室すること。(勝手に出入りしないようにして下さい。)
2. ポケット線量計を装着すること。
3. 室内の装置、設備、物品等には許可なく触れないこと。
4. 室内における写真撮影や不要な情報の筆記は一切行わないこと。
5. その他、担当防護従事者の指示に従うこと。

防

上記

出入

報告

特定放射性同位元素防護管理者

【一時立入者用】

特定放射性同位元素防護区域
出入管理記録

No.一時-

防護区域立入許可申請欄

西暦 年 月 日

関西医科大学附属病院
特定放射性同位元素防護管理者 殿

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第24条の2の2第2項第2号ロの規定により、特定放射性同位元素防護区域における一時的な立入りの許可を申請します。

一時立入者 (申請者)	所 属	
	氏 名	職員番号 ()
	生年月日	西暦 年 月 日
立入の必要性	立入場所	関西医科大学附属病院 小線源治療室
	立入目的	診療・臨床研修・装置点検・施設管理 その他 ()
	立入期間	西暦 年 月 日 時から 西暦 年 月 日 時まで 備考 ()
本人確認書類の種類	運転免許証・パスポート・個人番号カード その他 ()	

上記の者について、本人確認実施のうえ申請した立入期間における当該防護区域の立入りを許可する。

確認及び許可年月日	西暦 年 月 日
本人確認書類を確認した者 (出入管理担当者又は補助)	関西医科大学附属病院 (所属部署 ;) ⑩

※本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、個人番号カード等の公的機関が発行した顔写真付きの書類の原本をいう。顔写真付きの書類を所持していない場合は、住民票記載事項証明書、健康保険証等の2種類以上の公的書類を必要とする。
※一時立入者が防護区域に立ち入る場合には、当該防護区域内において防護従事者を同行させ、特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。
※診療を受けることを目的とし防護区域に立ち入る患者においては、当該防護区域に立ち入るための申請を必要としない。

防護区域立入確認

上記の一時立入者について、当該防護区域の一時的な立入りの事実を報告する。

報告年月日	西暦 年 月 日
出入管理担当者又は補助	⑩

報告確認年月日	西暦 年 月 日
特定放射性同位元素防護管理者	⑩